

# 自主行動基準

2012年1月



全国仲人連合会®

# 全国仲人連合会 自主行動基準

はじめに	1P
第一章 基本的人権の尊重	2P
第二章 個人情報保護の厳守	3P
第三章 広告・宣伝、入会勧誘等	6P
第四章 入会契約、クーリング・オフ、解約等	7P
第五章 役務について(お相手選び～お見合い～成婚まで)	10P
第六章 教育、研修、監査及び基準の見直し	12P
第七章 相談窓口について	13P

## はじめに

### 1) 自主行動基準の目的

全国仲人連合会(以下、「当会」という。)は、基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。)、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号、以下「特定商取引法」という。)、その他の関連する法令、条例を遵守します。

当会が行う宣伝、広告、入会勧誘、役務の提供については、国民生活審議会消費者政策部会 自主行動基準検討委員会「自主行動基準の指針」、および大阪府消費者保護条例「自主行動基準の策定」に基づいて自主行動基準を作成し、遵守します。

### 2) 全国仲人連合会の組織について

#### (1)全国仲人連合会、総本部、支部、支部長

当会は、(株)全国仲人連合会(東京都品川区東大井6-4-5全仲連ビル、以下「総本部」という。)及び当会の加盟仲人(結婚相手の紹介を希望する会員を募集し、結婚までのカウンセリング、サポートを行う個人の結婚相談事業所、以下「支部」といい、同結婚相談事業所を営む者を「支部長」という。)により構成されます。

#### (2)支部の機能

支部長は、当会の規約を遵守し、共通商標「全国仲人連合会○○支部」の名の下に、同一費用、同一役務を提供します。

#### (3)都道府県役員

都道府県役員は、支部長のうち各都道府県でベテランの支部長が、当会(総本部)から選任され、総本部の指導の下、各支部への指導、研修を行います。

#### (4)都道府県役員会議、定例会とその機能

都道府県役員会議は必要に応じ招集され、基本的人権の尊重、各種法令の遵守、同一費用、同一役務提供の徹底等の伝達を行うほか、各支部への指導、研修の内容を確認し、指導します。

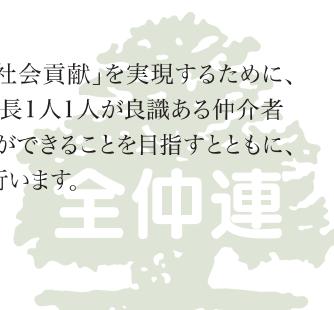
定例会(支部長会議)は、毎月召集され、都道府県役員会議において確認された事項等についての伝達、研修等の機能を担います。

### 3) 自主行動基準の適用

この自主行動基準は全国仲人連合会に加盟する全支部(事業所)・支部長を対象に適用されます。

### 4) 成婚へ向けての基本理念

当会は、少子高齢化社会にあって「明るく良心的な結婚相談所を通じての社会貢献」を実現するために、基本的人権の擁護、関係各法令及び規格並びに規範の遵守はもちろん、支部長1人1人が良識ある仲介者に徹し、主觀を交えず、客観的な立場で入会相談者、会員の相談を受け、助言ができることを目指すとともに、入会相談者、会員の結婚をサポートし、その先の人生をも見つめた事業活動を行います。



## 第一章

# 基本的人権の尊重

### 1) 基本的理念

- (1)当会は、世界人権宣言、日本国憲法に基づき基本的人権を尊重し、人権が尊重される社会となることを希求し、事業活動にあたって、人種、民族、国籍、宗教、信条、性別、社会的身分、門地等による差別を行いません。
- (2)当会は、基本的人権を侵害する恐れがある「思想、信条及び宗教、人種、民族及び国籍、犯罪歴、病歴等の医療情報、本籍地の市町村以下のお情報」に関する情報は、原則として取扱いません。
- (3)当会は、基本的人権の擁護を基本として相談を推進し、啓発活動に努めます。

### 2) 広告・宣伝等について

当会は、新聞、雑誌、インターネット等の媒体を使用し、広告、宣伝、入会勧誘等の事業活動を行う時には、全ての広告表現は人権尊重の意識を持って行い、基本的人権を侵害する恐れがあるような表現や表示は行いません。

### 3) 入会、会員登録について

- (1)当会は、入会申込者から個人情報を収集する時には、基本的人権を侵害することのないよう万全の配慮を行います。  
また、当会は入会申込者に対して、基本的人権尊重の観点から、収集する情報の取扱い及び役務内容について十分に説明し、誤解等が生じる様な対応を行いません。
- (2)当会は、入会申込者が独身である事の証明を求める際、「独身証明書(市区町村長等が発行する証明であって、民法規定による重婚の禁止に抵触しない旨の証明)」の利用を原則として、戸籍謄本、抄本の提出を求めません。  
また、独身証明書の取得は入会希望者が自ら市区町村等の窓口へ申請する事とし、当会が代行取得することはいたしません。

### 4) 役務の提供について

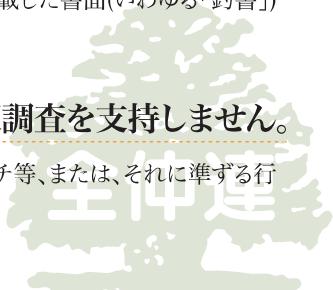
当会は、結婚相談のための紹介を目的として収集した個人情報を相手会員に役務提供として開示するときには、本人が開示を同意した情報に限定します。

### 5) 当会は基本的人権の尊重の立場から、いわゆる「釣書」の作成及び交換を支持しません。

当会は、基本的人権の尊重の立場から、本人および家族等の詳細な情報を記載した書面(いわゆる「釣書」)の作成と交換を、交際中の会員に対して勧めることはできません。

### 6) 当会は基本的人権尊重の立場から、結婚に関わる身辺調査を支持しません。

当会は、基本的人権の尊重の立場から、結婚に関する調査、ブライダルリサーチ等、または、それに準ずる行為を、交際中の会員に対して勧めることはできません。



## 第二章

# 個人情報保護の厳守

### 1) 基本的理念

当会は、個人情報保護を事業上の最重要課題の一つとの認識の下に、個人情報保護法及び関係法令等を遵守し、個人情報を取巻く各種の脅威から情報資産を守るための適切な管理方法を選択、実施するとともに、会員が安心して配偶者を探す事ができるよう努めます。

### 2) 個人情報の取得、利用

#### (1)会員個別の個人情報は、入会手続きを行った支部が管理、保管を行います。

会員情報誌(会員が結婚相手を選択するための個人情報を掲載した冊子。以下「良縁ニュース」という。)に掲載する個人情報(次項第1号に掲げる項目であって、総本部、支部長、会員が共同利用する個人情報。以下「共同利用する個人情報」という。)の内容は、会員本人の同意を得たうえ、総本部に提供します。

#### (2)総本部に提供された共同利用する個人情報を記載した資料は、総本部が管理する会員検索用データベース(希望条件に合致する会員の登録番号リストを出力するシステム)に入力され、「良縁ニュース」が作成、各支部に郵送された後に粉碎し滅却されます。

「良縁ニュース」は、各支部の事務所内でのみ利用され、支部長及び会員又は入会希望者以外の閲覧は出来ません。

会員検索用データベースは、インターネットへの接続、その他の電子媒体での閲覧は出来ません。

### 3) 「良縁ニュース」への掲載(個人情報の共同利用)について

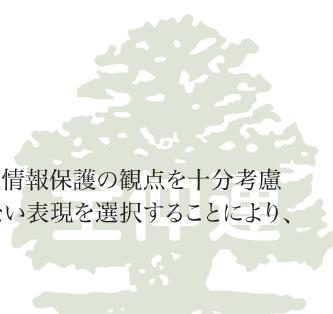
#### (1)掲載内容の合意

「良縁ニュース」に掲載し共同利用する個人情報は、会員本人と相談し、合意及び承諾を得た上で、「良縁ニュース」に掲載し共同利用を行うこととします。

共同利用する個人データ項目は以下の項目に限ります。

- ・写真
- ・会員の出身地(都道府県まで)
- ・現住所(区市郡まで)
- ・生年月日(月まで)、年齢
- ・親から見た続柄(長男、長女等)
- ・最終学歴
- ・職業(会社員、公務員、自営等)
- ・趣味
- ・年収(男性のみ)
- ・婚歴
- ・身長、体重
- ・家族構成
- ・結婚後の同居家族
- ・資産(男性のみ)
- ・相手方に対する希望及び本人補足

#### (2)前号に掲げる個人情報の共同利用にあたっては、基本的人権の尊重と個人情報保護の観点を十分考慮し、その情報によって基本的人権を侵害する恐れがなく、個人が特定されない表現を選択することにより、共同利用する情報の範囲を限定します。



## 4) 個人情報の適正な取得について

### (1) 個人情報の利用目的の特定、明示、公示

当会は、個人情報を取得する場合は、本人に同意を得たうえ、利用目的について明示します。

明示方法は、入会相談時(契約前)に発行する契約の概要書面、入会時(契約時)に発行する契約書面に記載したうえ、支部長またはカウンセラー(\*)が、入会相談者及び入会者に対して口頭で十分な説明を行うとともに、個人情報の利用目的、共同利用、個人情報の管理責任者を各支部内に掲示します。(個人情報「共同利用のお知らせ」)

(\*)カウンセラーは支部長の指示のもとで会員の相談にあたる者です。

### (2) 利用目的の範囲を超えた個人情報の取得、取扱いの禁止

当会は、結婚相手紹介という役務の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取得、取扱いはいたしません。

当会は、概要書面、契約書面で明示した利用範囲を超える個人情報の取扱いはいたしません。

当会は、原則として契約前の入会相談者から個人情報の取得はいたしません。

### (3) 個人情報の適正な取得

当会は、如何なる理由があっても、偽りその他不正の手段により個人情報を取得することはありません。

### (4) 個人情報の正確性の確保

当会は、個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の正確性と最新性の確保を心掛けます。

支部は、会員の個人情報に変更があった場合、速やかに更新します。

また、変更のあった個人情報が共同利用するものであった場合、速やかに、総本部に情報の再登録の手続きを行います。

## 5) 個人情報の管理について

### (1) 個人情報の安全管理措置

当会は、入会相談時、入会時に取得した個人情報について、漏洩、盗難、紛失を防止する為、施錠可能なキャビネット等に保管する等、適切な安全管理措置を講じます。

総本部は、会員検索データベースに侵入されることがないように、安全管理のための物理的、技術的な合理的な保護措置を講じます。

### (2) 個人情報保護に関する管理規定

当会は、「個人情報保護法」の「個人情報取扱事業者の義務等」と「ガイドライン」に基づく「個人情報保護に関する管理規定」を定めます。

### (3) 個人情報の管理責任者

①共同利用される個人情報の管理責任者は、(株)全国仲人連合会 代表取締役 宮原祐輔とします。

②会員検索用データベースの管理責任者は、(株)全国仲人連合会 代表取締役 宮原祐輔とします。

③各支部における会員等から提供された個別の個人情報及び総本部から配布された「良縁ニュース」の管理責任者は、当該支部とします。

### (4) 委託先の監督(「良縁ニュース」印刷の委託)

当会は、「良縁ニュース」の印刷を印刷会社に委託する際には、委託先印刷会社に安全管理措置を遵守させるよう受託契約書を交わした上で、受託者に対して必要かつ適切な監督を行います。

委託契約書には以下の事項を記載します。

①委託者および受託者の責任

②個人情報の漏洩、盜用禁止と委託契約範囲外の利用・複写・複製の禁止

③委託契約終了後の個人情報の返還・消去・廃棄に関する事項

④委託契約期間

⑤再委託の禁止

なお、当会は「良縁ニュース」の印刷以外に個人情報の取扱いの委託は行いません。



## 6) 個人情報の提供、開示、会員の守秘義務等について

### (1) 個人情報の第三者への提供

当会は、概要書面、契約書面で明示した共同利用の範囲外の第三者(当会の総本部、支部、会員以外の者)への個人情報の提供は一切行いません。

もし、そのような事実が確認された場合、総本部は当該支部に対して、速やかに是正を求め、指導、勧告等を行います。

### (2) 個人情報の開示

①当会は、原則として契約前の入会相談者から個人情報の取得を行いませんが、入会相談者から個人情報を取得した場合、入会相談者本人から、保有する個人情報の開示等の求めがあれば、その求めを受け付ける方法として、以下の事項を定めて、本人が知り得る状態におきます。

なお、開示等の求めを行った者が、この開示手続に従わなかった場合、開示等を拒否することが出来ます。

i ) 開示等の求めの受付先

ii ) 提出すべき書面の様式と受け付け方法

iii) 本人又は代理人であることの確認方法

iv) 手数料の定めがある場合には、手数料の額と徴収方法

②当会は、開示等の求めに応じる手続きは、必要以上に煩雑な書類を求め、本人に過度な負担を課すことのないよう配慮します。

また、手数料は実費を勘案して合理的であると認められる範囲内の額とします。

③当会は、会員から自己の個人情報について開示等の求めがあった時は、上記の開示の手続きによらない迅速な対応を行います。

### (3) 会員による個人情報漏洩の防止(会員の守秘義務)

当会は、会員が会員活動中に知り得た、他会員の個人情報を第三者に漏らすことを防止する為、会員に対して概要書面、契約書面でその旨を明示し、約定します。

これに違反した会員には注意、勧告を行い、重大性によっては契約を解除致します。

### (4) 会員の退会(成婚・中途解約)による保有情報の取扱いについて

当会は、会員から得た個人情報の原本等は契約に基づき、返却するとともに会員検索用データベースから完全に削除し、良縁ニュースから当該会員を除きます。

なお、業務上関連する法令で保管を義務付けられている情報については法の定める期間まで保管した後、廃棄、減却処分いたします。

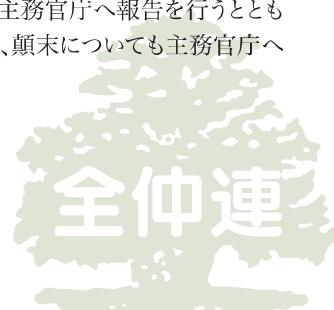
また、廃棄、減却処分までの期間についても適切な安全管理措置を講じます。

### (5) 入会相談者から取得した個人情報の廃棄と処分

当会は、原則的に、契約前の入会相談者から個人情報の取得は行いませんが、取得した情報がある場合は相談日より3ヶ月経過後、または入会意思のない事が確認された時点で、廃棄、減却処分致します。

### (6) 個人情報漏洩、紛失時の主務官庁への報告

総本部は、個人情報の漏洩、紛失等の事故が発生した場合には、遅滞なく主務官庁へ報告を行うとともに、速やかに原因を追究し再発防止策を含む適切な対策を講じ、その経緯、顛末についても主務官庁へ報告を行います。



### 第三章

## 広告・宣伝、入会勧誘等

### 1) 基本的理念

当会は、広告・宣伝、入会勧誘等を行うにあたり、以下を基本原則とします。

- (1) 基本人権を尊重します。
- (2) 個人情報保護を厳守します。
- (3) 関係法令を遵守します。
- (4) 公序良俗を尊重します。
- (5) 会員の個人情報は使用しません。

### 2) 広告・宣伝の表示について

- (1) 広告・宣伝において「無料」を表示する場合は、その対象となるサービスを具体的に明示するとともに、他の項目等の料金もあわせて表示します。
- (2) 「業界最大級」「成婚率抜群」等、同業他社に対する優位性を表示する場合には、その根拠も示すなど、景品表示法等の関係法令を遵守します。
- (3) 会員募集の広告・宣伝には、「全国仲人連合会」であることを明示するとともに、支部名、支部長名、連絡先(所在地、電話番号等)、役務内容等を表示します。

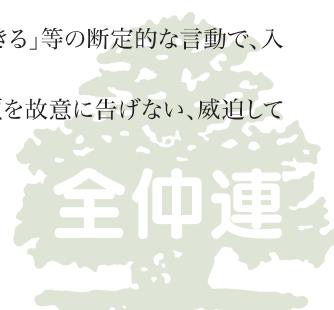
### 3) 広告・宣伝の禁止事項

当会は、特定商取引法及び関係法令に基づき、役務内容等について、著しく事実に相違する表示や、実際より優良、有利であると誤認させるような表示はいたしません。具体的には以下の例示の通りです。

- (1) 事実と異なる役務の内容や役務の対価等、あるいは客観的根拠のない効果に関することは表示しません。
- (2) 「結婚や出会いを保証する」など誤解を与える表現はしません。
- (3) 「100%」「完全」などの完璧性を示す表現など、事実に反する誇大広告はしません。
- (4) 広告に掲載されたモデルがあたかも会員のような表現はしません。
- (5) 他社を誹謗、中傷する内容の表現はしません。
- (6) 消費者に誤解を与えないよう、紹介内容、方法、紹介人数に関する表現については、データによる情報提供と実際の引き合わせによる紹介を混同させるような表現はしません。

### 4) 入会勧誘について

- (1) 入会相談者の自由な意思決定を妨げる言動は行いません。
- (2) 入会相談者が不快を感じる執拗な勧誘は行いません。
- (3) 入会を強要するような言動は行いません。
- (4) 出会いや結婚といった不確実な内容に対して、「絶対にお見合い(結婚)できる」等の断定的な言動で、入会相談者に誤解を与えません。
- (5) 契約締結を勧誘または契約解除を妨げるために、不実を告げる、重要事項を故意に告げない、威迫して入会相談者を困惑させる等の行為は行いません。
- (6) 同業他社の役務内容、システム等について誹謗中傷はいたしません。



## 第四章

# 入会契約、クーリング・オフ、解約等

### 1) 基本的理念

当会は、結婚相手紹介サービス業(仲人・結婚相談業)の事業活動において重要な要素の一つを消費者との信頼関係と捉え、特定商取引法及びその他関連法令の遵守をとおして、消費者(会員、入会相談者)の利益保護、利便性の向上を図り、消費者との信頼関係を構築し、消費者が安心して配偶者を探せる環境づくりを行います。

### 2) 入会基準、費用等について

#### (1) 入会基準

- ① 20歳以上の男女
- ② 日本国に住所を有する者

#### (2) 入会時必要書類と利用目的

当会は、契約に際して提出が必要な下記の個人情報(書類)は、下記の目的にのみ使用し目的外の利用はいたしません。これらの個人情報(書類)は、施錠可能なキャビネット等に保管する等、適切な安全管理措置を講じます。

#### 【入会時提出していただく書類】

必要書類	利用目的	備 考
◆独身証明書	独身であることの確認	自治体が発行するもの
◆住民票	現住所の確認	自治体が証明するもの
◆保険証(写)	勤務先・生年月日・性別の確認	各種健康保険証等
◆収入証明書(写)	収入・職業の確認	源泉徴収票・確定申告書等
◆卒業証明書	学歴の確認	短大卒以上
◆資格証明書(写)	資格を必要とする職業の場合のみ確認	医師・弁護士等
◆写真(2枚)	「良縁ニュース」掲載用・身上書添付用	上半身、1人で写っているもの

#### (3) 費用

当会は全国全ての支部で下記の同一費用です。(含消費税、物価変動等により料金を変更することもあります)

項目	支払時期・方法	金額(税込み)	内 容
入会金	契約時(入会時) <現金>	30,000円	入会審査、会員登録手続きのための費用です。
登録費		18,000円	良縁ニュースの検索システムにデータ登録処理をするための費用です。
更新費	更新時、又は登録情報内容変更時 <現金>	10,500円	会員情報の更新のために、検索システムにデータ登録処理をするための費用です。
月会費	前月分を翌27日 <口座振替>	5,250円	お見合い、交際に関する取次業務や、各種相談、カウンセリングのための費用です。
紹介料	お見合い当日まで <現金>	5,250円	お見合いをセッティングするための費用です。
成婚料	受諾者の紹介で婚約時に、 婚約から2週間以内 <現金>	252,000円	一般の方と成婚された場合の費用です。
		294,000円	大卒以上の方と成婚された場合の費用です。
		1,050,000円	医師と成婚された場合の費用です。

【契約時総経費】48,000円 ※月会費は月途中の入会の場合でも5,250円を頂戴致します。

【紹介料】お見合い日程決定後はキャンセルした場合でもお支払い頂きます。また、お見合い相手に対する詫び料として10,500円を受諾者にお支払いいただき、先方へは受諾者がお支払いいたします。

【成婚料】成婚料は会員双方で婚約の合意がなされた場合以外に、宿泊を伴う旅行や性的交渉等があった場合や、交際を開始されてから3ヶ月が経過した時点でお支払いいただきますが、特別な事情がある場合には、この限りではありません。

## (4) 役務の提供期間

契約締結日より12ヶ月です。解約の申し出がない時は、13ヶ月目以降は、自動更新となります。  
(更新時には更新費のみお支払いいただきます。)

**3) 契約・クーリング・オフ・解約等**

## (1) 契約締結前、契約時の書面の発行

当会は、入会相談時(契約前)に、費用、役務内容、クーリング・オフ、中途解約、個人情報の利用目的等の契約内容を記載した概要書面を発行し、入会時(契約時)には遅滞なく契約内容を記載した契約書面を発行します。

## (2) 概要書面の記載事項

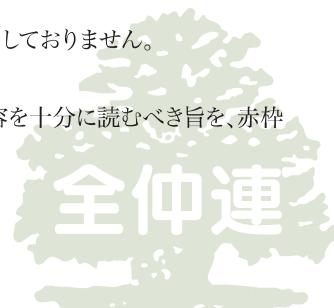
- ①支部名、支部長名、所在地および電話番号等
- ②役務の内容
- ③役務の対価、その他支払わなければならない金銭の概算額
- ④上記金銭の支払時期および方法
- ⑤役務の提供期間(会員期間)
- ⑥クーリング・オフに関する事項
- ⑦中途解約に関する事項
- ⑧その他の特約がある場合はその内容
- ⑨当会は、役務の対価の支払についていかなる種類のクレジット契約も利用しておりません。

なお、書面の内容を十分に読むべき旨を赤枠の中に赤字で記載し、書面の文字及び数字は8ポイント以上とします。

## (3) 契約書面の記載事項

- ①契約締結の年月日
- ②支部名、支部長名、担当者名(契約の締結を担当した者の氏名)、所在地および電話番号等
- ③提供する役務の目的、内容
- ④役務の提供期間
- ⑤入会時に授受される費用の費目構成とその内訳(入会金、登録費)
- ⑥入会後に授受される費用の内訳(月会費、紹介料、成婚料等)
- ⑦費用の支払時期および方法
- ⑧クーリング・オフおよびクーリング・オフ妨害の解消の実施
- ⑨無条件の中途解約受理
- ⑩中途解約時の各費用の清算方法
- ⑪会員の義務
- ⑫会員情報の管理方法
- ⑬退会と除名の規定
- ⑭苦情処理体制
- ⑮会員活動上の規約改正に関する規定と改正の通知方法
- ⑯当会は、役務の対価についていかなる種類のクレジット契約も利用しておりません。
- ⑰当会は、役務の提供に伴っていかなる商品をも販売することはありません。

なお、クーリング・オフとクーリング・オフ妨害の解消に関する事項、書面の内容を十分に読むべき旨を、赤枠の中に赤字で記載し、文字および数字は8ポイント以上とします。



## (4) クーリング・オフ

当会は、概要書面、契約書面において、そのシステムと返金額について詳細に明記し、概要書面、契約書面の発行時に支部長、カウンセラーが入会相談者、入会者に対して、十分な説明を行います。

## ①クーリング・オフ

契約書面受領日を含む8日間は、書面による申出によりクーリング・オフを行います。

## ②不実告知、威迫による誤認・困惑の場合のクーリング・オフ

クーリング・オフに関して不実のことを告げられて誤認し、又は威圧され困惑してクーリング・オフをしなかったときは、クーリング・オフ期間を経過した場合であってもいつでもクーリング・オフに応じることとし、当会が改めてクーリング・オフが出来る旨の書面を説明のうえ交付し、会員がこの書面を受領した日を含む8日間を経過するまでは、クーリング・オフを行います。

i ) クーリング・オフは書面を発信した時から生じます。

ii ) 当会は、当該契約に関連して受領した金銭は速やかにその全額を返還します。

iii) クーリング・オフに伴う損害賠償又は違約金の支払を請求しません。

iv) 既に契約に基づき役務が提供された後においても、当該役務の対価その他金銭の支払を請求しません。

## (5) 中途解約

## ①クーリング・オフ経過後においては、将来に向かっていつでも中途解約を行うことができます。

書面にて通知してください。

②中途解約の場合、解約の申出があった日に係る当月の在席日数分の月会費を日割りで現金にてお支払  
いいただきます。(入会金、登録費の返金はありません)

## (6) 契約申込みまたは契約承諾の意思表示の取消し

契約締結を勧誘する際、支部長、カウンセラーが不実を告げる、重要事項を故意に告げない、威迫して入会相談者を困惑させる等の行為により、入会相談者が誤認し契約をした場合には、速やかにその契約を無効とします。

## (7) 契約の解除

当会は、会員が下記の各項に抵触する行為があった場合、契約を解除します。

## ①禁錮以上の刑に相当する法令違反または公序良俗に反する言動が判明した場合

## ②公序良俗に反する目的で入会したことが判明した場合

## ③入会の際の申告に重大な虚偽があることが判明した場合

## ④会員活動中に知り得た他会員の個人情報を外部、第三者に漏らした場合

## ⑤月会費未納が相当月数に渡る場合



## 第五章

# 役務について <お相手選び～お見合い～成婚まで>

## 1) 当会は全国の全ての支部で下記の同一役務を行います。

- (1)会員情報の登録及び「良縁ニュース」への掲載。
- (2)会員情報(結婚情報)の提供。(「良縁ニュース」閲覧、お見合い相手の選択)
- (3)お見合い申込み、申込み受付、お見合い日時設定等、お見合いに関する取次ぎ。
- (4)お見合い後の交際の申込み、断り等、交際にに関する取次ぎ。
- (5)お相手選び～お見合い～交際にについての各種相談、アドバイス、カウンセリング。

## 2) 「良縁ニュース」の閲覧(お見合い相手の選択)

- (1)「良縁ニュース」から、お見合いを希望する相手を選択して頂きます。人数の制限はありません。
- (2)「良縁ニュース」の閲覧は各支部内(事業所内)でのみで行います。  
インターネットによる会員情報の閲覧、会員の自宅への「良縁ニュース」の郵送や配信は、基本的個人権の尊重と個人情報保護の立場から行いません。
- (3)お見合い相手の選択は、「良縁ニュース」掲載情報の範囲(個人情報の共同利用の同意を得た範囲)においてのみ行い、その範囲を超える個人情報は提供いたしません。
- (4)選択の際、会員検索用データベースを利用する場合は、インターネットによらず、総本部に検索を依頼し、結果をFAXにより受取ります。

## 3) お見合いの申込み(お見合い申込みの受理)

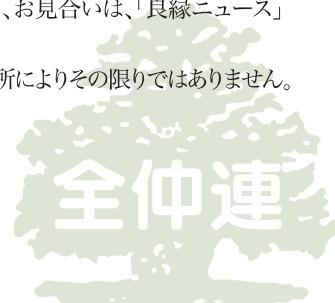
- (1)相手会員へのお見合い申込みは、支部長またはカウンセラーが行います。  
お見合い受諾の場合には、速やかに会員に連絡します。
- (2)相手会員からのお見合い申込みは、支部長またはカウンセラーが受理します。  
相手会員からお見合いの申込みがあった場合には、速やかに当該会員に連絡します。
- (3)お見合い申込み及び受理は、会員番号のみで行い、「良縁ニュース」掲載情報の範囲(個人情報の共同利用の同意を得た範囲)を超える情報の提供、受理はいたしません。

## 4) お見合い相手の選定

お見合い相手の選定は会員の意思を尊重し、会員が望まないお見合いは勧めません。

## 5) お見合いの実施

- (1)お見合いをしても、必ず交際するとは限らないため、個人情報保護の立場から、お見合いは、「良縁ニュース」掲載情報と会員の名前(カナ)のみで行います。
- (2)お見合いは、支部長またはカウンセラー立会いの下で行います。但し、お見合い場所によりその限りではありません。



## 6) 交際

- (1)お見合いの結果、双方の合意があれば、電話番号を交換し、会員自身の自己責任において交際に入ることとします。
- (2)「良縁ニュース」掲載情報の範囲を超える個人情報については、交際の中で当事者双方が合意のもとに交換するものとし、支部長、カウンセラーが会員の同意を得ずに、個人情報を交際相手に提供することはありません。

## 7) 交際中のアドバイス

- (1)交際中のアドバイスについては、支部長、カウンセラーは主觀を交えることなく、客観的な立場に徹し、常に基本的人権の尊重と個人情報保護の観点を考慮します。
- (2)支部長、カウンセラーは交際の状況に応じ各種アドバイス、フォローを行うとともに会員からの各種相談については親身になって対応します。
- (3)アドバイスについては、交際中に限らず、お見合い相手の選択～お見合い～婚約(成婚)に至るまで隨時行います。

## 8) 婚約成立

- (1)支部長は、会員が婚約した場合は、成婚料を受領後、すみやかにその旨を総本部に報告するとともに、契約に基づき、当該会員の個人情報の原本及び入会時提出頂きました書類等を返却いたします。
- (2)総本部は、すみやかに、報告された当該会員の月会費口座振替停止の手続きを行うとともに、会員検索用データベースから当該会員を削除します。また、全国各支部からの報告をまとめ、毎月一回、各支部に通知します。
- (3)支部長は、通知に基づき、「良縁ニュース」の当該会員の部分をマスキングします。
- (4)婚約の定義
  - ①婚約とは、お互いが結婚の意思表示(合意)をした時点です。
  - ②明確な結婚の意思表示(合意)がないままに、宿泊を伴う旅行や性的交渉等があった場合や、交際を開始されてから3ヶ月が経過した時点でも、婚約が成立したものとみなします。
  - 但し、特別な事情がある場合にはこの限りではありません。



## 第六章

# 教育、研修、監査及び基準の見直し

### 1) 初期教育と継続育成

当会は、支部長およびカウンセラーに対して、加盟時の初期教育、定例会(月一回)での研修(継続育成)、その他啓蒙・教育活動を行います。

### 2) 支部長、カウンセラーに対する指導、情報管理

- (1)当会は支部長、カウンセラーに対し、会員の基本的人権を尊重するように指導します。
- (2)当会は、業務を通じて知りえた個人情報については、その取扱いに細心の注意を払い情報が外部に流出することがないよう、事業所の管理体制の整備、管理者の設置等により責任を明確にします。

### 3) 研修の実施

当会は、支部長、カウンセラーに対して、基本的人権の尊重、個人情報保護の厳守、及び特定商取引法、その他関係法令の遵守に関して、定期的に研修を行います。

### 4) 監査

総本部、各都道府県役員は、基本的人権の尊重、個人情報保護の厳守、及び特定商取引法、その他関係法令の遵守の状況について、支部に対して監査を行います。

### 5) 指導、勧告

支部において、基本的人権の尊重、個人情報保護、特定商取引法、その他の関係法令の遵守に関して問題が確認された場合、または当自主行動基準に違反が確認された場合、総本部は直接、又は総本部指示のもと各都道府県役員が、支部長に対し速やかに適切な対策を講じるよう指導、勧告を行います。

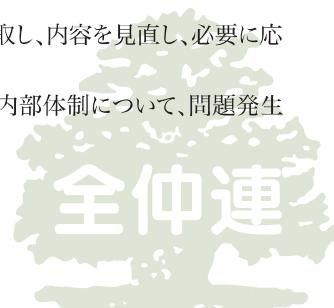
その結果を当会公式ホームページ上で公表いたします。

### 6) 除名等

当会は、指導、勧告を行ったにも関わらず是正が行われない場合は、総本部における協議のうえ、その支部長の除名を行います。

### 7) 自主行動基準の見直し等

- (1)この自主行動基準は、法令等の改正、環境変化、利害関係者の意見等を聴取し、内容を見直し、必要に応じて改正します。
- (2)総本部は、各都道府県役員と連携のもと、自主行動基準を遵守するための内部体制について、問題発生時に、より迅速かつ的確に対応するために、継続的な見直しに努めます。



## 第七章

# 相談窓口について

- 1)当会は、基本的人権、個人情報の取扱い、または契約に関する苦情相談について、関係法令及び当自主行動基準に則り、誠意をもって対応し、迅速かつ適切な解決に努めます。
- 2)苦情相談は総本部内の窓口にて、会員、所属支部の双方から苦情内容を確認し、中立な立場で対応致します。

相談  
窓口

<総本部> 株式会社 全国仲人連合会

- 住 所 〒140-0011 東京都品川区東大井6-4-5 全仲連ビル
- 電 話 03-5767-2500

<全国仲人連合会公式ホームページ>

[www.zenchuren.co.jp](http://www.zenchuren.co.jp)

